

## 岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の高齢者等の閉じこもり防止と要介護状態の予防のために、地域住民が中心になって、高齢者同士の交流又は地域住民の世代間交流並びに介護予防及び健康づくりを推進することを目的とし、高齢者が身近に通うことができる集いの場を運営する事業に対して交付する岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の対象となる団体（以下「補助金対象団体」という。）は、各区町内会、自治会、老人クラブ又は地域住民主体で構成される団体、ボランティア団体その他市長が適当と認める団体とする。

### (補助対象活動)

第3条 補助金の交付の対象となる活動（以下「補助対象活動」という。）は、補助金対象団体が行う活動で、レクリエーション等を通して高齢者同士又は地域住民との交流を図るもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に居住するおおむね65歳以上の高齢者の参加があること。
- (2) 年間を通して月に1回以上定期的かつ継続的に行うものであること。
- (3) 1日当たりおおむね3人以上の高齢者が参加するものであること。
- (4) 要支援1若しくは要支援2である者又は事業対象者の参加も可能とすること。
- (5) 事業の立ち上げ支援の補助を受けようとする場合は、補助金を申請する年度に活動を開始し、2年以上の継続実施が見込まれるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治、宗教、思想活動等を目的とする事業
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (4) 法令に違反する事業
- (5) 当該事業について、市、岩倉市社会福祉協議会等から他の類似の補

助金等の交付を受けているもの

- 3 事業の運営に係る経費に対する補助金の交付は、3年を限度とする。ただし、要支援1若しくは要支援2である者又は事業対象者が利用している場合は、延長できるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げるもの（市長が第6条の申請書を受理した日又は補助対象活動の開始の日のいずれか遅い日の属する月以降のその年度内の経費に限る。）とする。

- 2 前項及び第3条第2項第5号の規定にかかわらず、他の類似の補助金の交付を受けている場合であっても、当該他の類似の補助金の交付額が次条の規定による補助金の額を超えない場合は、当該額から当該他の類似の補助金の交付額を差し引いた額の範囲内で、補助の対象とすることができる。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、補助金額上限、補助申請受付開始月、申請期限等については、別表第2のとおりとする。

- 2 事業の立ち上げに係る経費に対する補助金の交付は、初年度1回に限るものとする。
- 3 第1項の規定により算定した補助金の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2)
- (2) 収支予算書(様式第3)及び見積書
- (3) 会員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付決定通知書（様式第4）により、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者は、速やかに岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付請求書(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付は、年1回の前払とすることができる。

(変更の届出)

第10条 補助金の交付の決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付申請書(様式第6)を市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条に規定する補助金対象団体としての要件を欠くことになったとき。
- (2) 補助対象活動に要する経費の額が変更になったとき。
- (3) 補助金の振込み先の預金口座等を変更したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第6条の申請内容に変更があったとき。

(変更交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の変更交付の可否を決定し、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付決定通知書(様式第7)により、申請者に通知するものとする。

(変更交付の請求)

第12条 前条の規定により変更交付の決定を受けた申請者は、速やかに岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付請求書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その程度に応じて市長の定める額の返還を命じることができる。

- (1) 第10条第1号に該当したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたと認められるとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付取消決定通知書（様式第9）により、通知するものとする。

（実績報告）

第14条 補助金対象団体は、補助事業を完了したときは、事業実績報告書（様式第10）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 事業実績報告書に関する資料（様式第11）

(2) 収支決算書（様式第12）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の事業実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

（関係書類等の整備）

第15条 補助金対象団体は、補助事業に係る収支を整理記帳し、証拠書類帳簿等を整理し、5年間保存しなければならない。

（権利の譲渡等の禁止）

第16条 補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象事業	費目	内容
事業の立ち上げに係る経費	備品購入費	机、椅子、その他利用者の交流に必要な備品（ここでいう備品とはその性質又は形状を変えることなく、長期間の間の使用及び保存に耐えうるものをいう。）
	需用費	バリアフリー等施設の改修費
事業の運営に係る経費	報償費	講師・指導者への謝礼
	旅費	講師・指導者の活動場所までの交通費
	需用費	消耗品費（文具、用紙代等）光熱水費 施設の修繕料等
	役務費	通信運搬費（参加募集の案内・活動資料の送料等）保険料等
	使用料及び賃借料	会場使用料、機器等の借上料等
その他の経費	市長が認める経費	

別表第2（第5条関係）

補助金の区分	開始時期	補助金額上限	補助申請受付開始月	申請期限
運営に係る経費	4月から7月	30,000円	4月	7月末
	8月から11月	20,000円		11月末
	12月から翌年2月	10,000円		2月末
事業の立ち上げに係る経費	4月から12月	100,000円	4月	12月末

様式第1（第6条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

団体名  
代表者住所  
氏名  
電話番号

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付申請書

年度において、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- |   |                    |   |   |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | 総事業費               | 金 | 円 |
| 2 | 補助金申請額             | 金 | 円 |
| 3 | 添付書類               |   |   |
|   | (1) 事業計画書（様式第2）    |   |   |
|   | (2) 収支予算書（様式第3）    |   |   |
|   | (3) 見積書            |   |   |
|   | (4) 名簿             |   |   |
|   | (5) その他市長が必要と認める書類 |   |   |



様式第3 (第6条関係)

収支予算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	積算の基礎
岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金		
計		

支出

(単位：円)

項目	予算額	積算の基礎
補助対象経費		
	小計	
対象外経費		
	小計	
合計		

- 備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。  
 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第4（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付け 発第 号で申請のあった 年度岩倉市  
高齢者交流サロン活動費補助金については、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金  
交付要綱第7条に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補助金交付の条件
- 3 留意事項

様式第5（第8条関係）

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

団体名

代表者氏名

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年度岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付請求書

上記の金額を岩倉市高齢者交流サロン活動費交付要綱第8条の規定に基づき請求します。

振込先

金融機関名及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義

(注) 交付決定通知書の写（代表者原本証明）を添付すること。

様式第6（第10条関係）

第 号  
年 月 日

岩倉市長 殿

団体名  
代表者住所  
氏名  
電話番号

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 発第 号で申請した 年度岩倉市高齢者  
交流サロン活動事業を下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更後の補助金交付申請額 金 円  
(補助金交付決定額 金 円)

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更に伴う事業計画書（様式第2）
- (2) 変更に伴う収支予算書（様式第3）

様式第7（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 発第 号で変更申請のあった岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金については、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付要綱第11条に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 変更後の補助金交付申請額 金 円  
(補助金交付決定額 金 円)
- 2 補助金交付の条件
- 3 留意事項

様式第8（第12条関係）

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付請求書

年 月 日

岩倉市長 殿

団体名

代表者氏名

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年度岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金変更交付請求書

上記の金額を岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付要綱第12条の規定に基づき請求します。

振込先

金融機関名及び支店名	預金の種類	口座番号	口座名義

(注) 変更交付決定通知書の写（代表者原本証明）を添付すること。

様式第9（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付取消決定通知書

年 月 日付け 発第 号で申請のあった 年度岩倉市  
高齢者交流サロン活動費補助金については、岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金  
交付要綱第13条に基づき、下記のとおり取り消すこととする。

記

- 1 補助金取消金額 金 円
- 2 補助金取消理由
- 3 留意事項

様式第10（第14条関係）

第 年 月 日 号

岩倉市長 殿

団体名  
代表者住所  
氏名  
電話番号

事業実績報告書

岩倉市高齢者交流サロン活動費補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて実績報告を提出します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実績報告書に関する資料（様式第11）
- (2) 収支決算書（様式第12）
- (3) その他市長が必要と認める書類



様式第12（第14条関係）

収支決算書

収入

（単位：円）

項目	予算額	決算額	積算の基礎
岩倉市高齢者交流サロン 活動費補助金			
計			

支出

（単位：円）

項目	予算額	決算額	積算の基礎
補助 対象 経 費			
小計			
対象 外 経 費			
小計			
合計			

- 備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。
- 2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。